

第2期

和束町

子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月 和束町

# 目次

第1	章 計画策定の趣旨	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	国の子育て支援の主な動向	2
3	計画の位置づけ	3
	(1)法的位置づけ	3
	(2)計画体系等における位置づけ	4
4	計画の対象	4
5	計画の期間	4
6	計画の策定体制と策定の経緯	5
	(1) 和東町子ども・子育て会議	
	(2)計画策定に伴うアンケート調査	5
	(3) パブリックコメントの実施	5
7	子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	
	(1)制度の概要	6
	(2)保育の必要性の認定	7
第2	2章 和束町の子ども・子育てを取り巻く現状	8
1	子ども・子育てを取り巻く現状	8
	(1)人口・世帯の状況	8
	(2) 教育・保育施設の利用状況	10
	(3)子育て支援の状況	11
2	アンケート調査結果から見た子ども・子育てを取り巻く現状	14
3	第1期計画事業の進捗評価	17
	(1)関係各課による評価	17
	(2)住民による評価	18
第3	3章 計画の基本的な考え方	19
1	子ども・子育て支援の基本理念	19
2	事業体系	19
3	事業内容	20
	1 子ども・子育て支援の推進	20
	2 親と子が共に学び育つ環境づくり	24
	3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり	26
	4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実	28

第4	-章 子ども・子育て支援事業計画	31
1	将来の子ども人口	31
2	量の見込みと確保方策	32
	(1) 教育・保育提供区域の設定	32
	(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策	32
	(3) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	33
	(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	38
	(5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	38
第5	5章 計画の推進体制	40
1	計画の推進	40
2	計画の点検・評価・改善	41
資料	編	42
1	和束町子ども・子育て会議条例	42
2	和束町子ども・子育て会議条例施行規則	43
3	和束町子ども・子育て会議委員	44
4	策定の経緯	45

## 第1章 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

国においてはこれまで、子どもや子育てを取り巻く環境を整備し、子ども・子育てを支援 するため、多くの対策や法整備がなされてきています。(P2参照)

エンゼルプランから始まる様々な子ども・子育て支援がなされており、最近では令和元年10月から開始された「幼児教育・保育の無償化」は大きな話題となりました。

こうした中、近年の我が国では、核家族化や高齢化、地域の関わりの希薄化をはじめとして、子どもや子育てに関わる環境が変わってきています。

核家族化による家庭子育て力の低下、地域の関わりの希薄化による地域子育て力の低下等の子育て力の低下が懸念されており、さらに、女性の社会進出等の就労環境の変化も含め、保護者の負担が大きくなっている状況もみられるため、そういった変化に応じつつ、子育て世帯を社会全体で支援していくことが必要となっています。

また、我が国においては少子化についても進行しており、O~14 歳にあたる年少人口の 比率は減少傾向が続いています。

少子化に対しても、国はこれまで様々な対策を推進してきましたが、1人の女性が生涯に 産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成30年時点で1.42と、依然として低い数値 で推移しています。

和東町に関しても少子化の動きは同様に起きており、平成31年4月での18歳未満の人口は381人と、減少傾向が続いています。

しかし、和東町は他の地域と比べ三世代家庭の割合が高いので、家庭で子育てを支援する 家庭子育て力が強く、また、和東町全体で子ども達を見守る意識が高いので、地域子育て力 も強い地域として、地域の子どもを見守る体制を整えてきました。

また、和東町では、京都府が進める「子育て環境日本一」をめざす子育て支援の充実のため、6ヶ月児保育の開始や、和東保育園と放課後児童クラブの保育時間の延長を行うなど、様々な子育て環境の整備・充実を進めています。

こうした子どもや子育てを取り巻く環境をふまえ、和東町では令和2年度からを計画期間とする「第2期和東町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画は平成27年に策定した「和東町子ども・子育て支援事業計画」の後継の計画であり、和東町において子ども・子育てに対する切れ目のない支援を行い、子どもが健やかに育ち、親が安心して子どもを産み、育てることのできる社会を実現するための計画です。

# 2 国の子育て支援の主な動向

平成6年	エンゼルプランの策定
	仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに
	向けた基本的方向と重点施策を定めたもの。
平成 11 年	新エンゼルプランの策定
	「少子化対策推進基本方針」に基づく具体的実施計画であり、重点施策
	が定められている。
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法の制定
	子どもを育成する家庭を社会全体で支援するための、地方公共団体や
	企業による取組を促進するための法律。
	平成 26 年に有効期限が 10 年間延長され、新たな認定制度の導入な
	ど内容の充実が図られた。
	少子化社会対策基本法の制定・施行
	少子化に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法
	律。この法に基づいて、「少子化社会対策大綱」が定められた。
平成 16 年	少子化社会対策大綱(子ども・子育てビジョン)の策定
	少子化社会対策基本法に基づいた、総合的・長期的な少子化に対処する
	ための施策の指針を定めたもの。
	平成 22 年、27 年に引き続き策定されている。
平成 26 年	放課後子ども総合プランの策定
	放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所としての、放課後児
	童クラブ・放課後子ども教室の整備を進めるためのプラン。
	平成 30 年には「新・放課後子ども総合プラン」が策定された。
平成 27 年	子ども・子育て支援新制度の施行
	平成 24 年に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育
	て支援新制度が開始された。
	<子ども・子育て関連3法>
	<子ども・子育て関連3法> ○こども・子育て支援法
	〇こども・子育て支援法
	<ul><li>○こども・子育て支援法</li><li>○認定こども園法の一部改正法</li><li>○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に</li><li>伴う関係法律の整備等に関する法律</li></ul>
平成 29 年	<ul><li>○こども・子育て支援法</li><li>○認定こども園法の一部改正法</li><li>○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に</li><li>伴う関係法律の整備等に関する法律</li><li>「子育て安心プラン」の公表</li></ul>
平成 29 年	<ul><li>○こども・子育て支援法</li><li>○認定こども園法の一部改正法</li><li>○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に</li><li>伴う関係法律の整備等に関する法律</li><li>「子育て安心プラン」の公表</li><li>女性就業率の上昇に対応するための、保育の受け皿のさらなる整備に</li></ul>
	○こども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律 「子育て安心プラン」の公表 女性就業率の上昇に対応するための、保育の受け皿のさらなる整備に ついて定めたプラン。
平成 29 年 令和元年	<ul><li>○こども・子育て支援法</li><li>○認定こども園法の一部改正法</li><li>○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に</li><li>伴う関係法律の整備等に関する法律</li><li>「子育て安心プラン」の公表</li><li>女性就業率の上昇に対応するための、保育の受け皿のさらなる整備に</li></ul>
	○こども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に 伴う関係法律の整備等に関する法律 「子育て安心プラン」の公表 女性就業率の上昇に対応するための、保育の受け皿のさらなる整備に ついて定めたプラン。

## 3 計画の位置づけ

#### (1) 法的位置づけ

「第2期和東町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

#### 子ども・子育て支援法(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子 ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施 に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・ 子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て 支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すも のであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

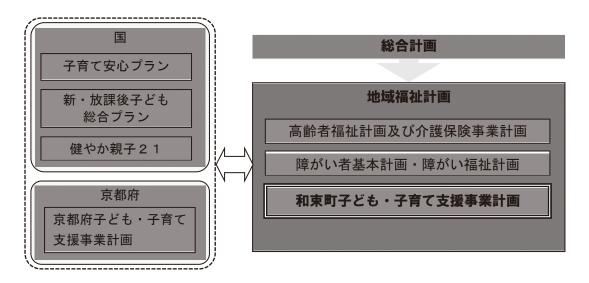
#### 次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

#### (2)計画体系等における位置づけ

本計画は、上位計画である「和東町総合計画」に則し、関連計画と整合を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・府の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策 定するものです。



### 4 計画の対象

本計画は、和東町に居住するすべての子ども(O歳から 18歳)、子育て家庭及びこれから 出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象とします。

## 5 計画の期間

本計画は、令和2年度から6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間 中に見直しを行う場合があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度~
	(2020年度)	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	
本計画						
次期計画					●見直し 及び策定	

## 6 計画の策定体制と策定の経緯

### (1) 和東町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、教育・保育や子育て支援に関わる団体の代表者、 事業者の代表者からなる「和東町子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいた だきながら検討・策定進めました。

#### (2) 計画策定に伴うアンケート調査

計画策定に伴う基礎調査としてアンケート調査を実施し、得られた住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や今後の利用意向等を本計画の策定に反映しています。

#### ① 調査の種類と実施方法

本調査においては、対象者別に次の2種類の調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象(母集団)	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	町内の就学前児童 (O~5 歳)の保護者	平成 31 年	郵送及び 保育園・
小学生アンケート	町内の就学児童 (小学 1〜6 年生)の保護者	1月7日~1月21日	小学校での 配布・回収

#### ② 配布と回収状況

調査票の配布と回収の状況は次のとおりです。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	86票	60票	69.8%
小学生アンケート	129票	99票	76.7%

### (3) パブリックコメントの実施

住民の皆様から計画に対するご意見などをいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和2年2月14日(金)~令和2年2月28日(金)
寄せられた意見数	3件

## 7 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

#### (1)制度の概要

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、 主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子 育て支援の充実」などが挙げられます。

また、教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。

### 制度における給付・事業の全体像

#### Ⅱ 地域子ども・子育て支援事業 Ⅰ 子ども・子育て支援給付 子どものための教育・保育給付 ①利用者支援事業 (小学校就学前の子ども対象) ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 施設型給付 4 乳児家庭全戸訪問事業 (認定こども園・幼稚園・ ⑤養育支援訪問事業 保育園) ⑥子育て短期支援事業 地域型保育給付 ⑦一時預かり事業 (小規模保育・家庭的保育・ 8延長保育事業 事業所内保育•居宅訪問 9病児保育事業 型保育) ⑩子育て援助活動支援事業 子育てのための施設等利用給付 (就学児対象のファミリー・サポート・センター事業) (未移行の幼稚園、認可外保育施 ⑪放課後児童健全育成事業 設、預かり保育等の利用) ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 (3) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 子どものための現金給付 (児童手当)

## (2) 保育の必要性の認定

## ①認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定(保育の必要性の認定)を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

	認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳	幼稚園
教育		以上の就学前の子ども	認定こども園(短時間保育)
育・	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病など	認可保育園
保		により、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園(長時間保育)
保育給付		   満3歳未満で保護者の就労や疾病など	認可保育園
付	3号認定	により、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園(長時間保育)
		により、多姓での保育が必無な」とも	地域型保育事業
		満3歳以上の小学校就学前子どもであ	
	新1号認定	って、新2号認定子ども・新3号認定	幼稚園、特別支援学校等
		子ども以外のもの	
		満3歳に達する日以後最初の3月31	
施	   新2号認定	日を経過した小学校就学前子どもであ	認定こども園、幼稚園、特別支
設等		って、保護者の就労や疾病などによ	援学校(満3歳入園児は新3
施設等利用給		り、家庭での保育が困難な子ども	号、年少児からは新2号)
胎		満3歳に達する日以後最初の3月31	認可外保育施設、預かり保育
付		日までの間にある小学校就学前子ども	事業、一時預かり事業、病児保
	新3号認定	であって、保護者の就労や疾病などに	育事業、ファミリー・サポー
	利し与弧化	より、家庭での保育が困難な子どもの	ト・センター事業(2歳児まで
		うち、保護者及び同一世帯員が市町村	新3号、3歳児からは新2号)
		民税世帯非課税者であるもの	

## 第2章 和束町の子ども・子育てを取り巻く現状

## 1 子ども・子育てを取り巻く現状

#### (1) 人口・世帯の状況

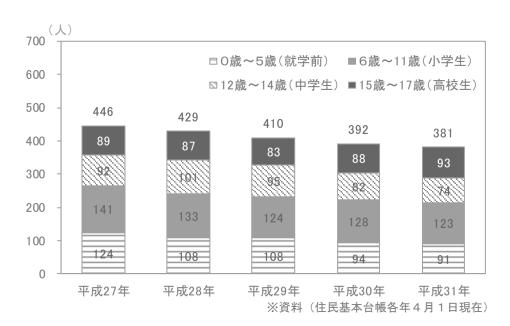
#### ①年齢3区分別人口

和東町の人口は減少傾向で推移しており、平成31年では3.938人となっています。



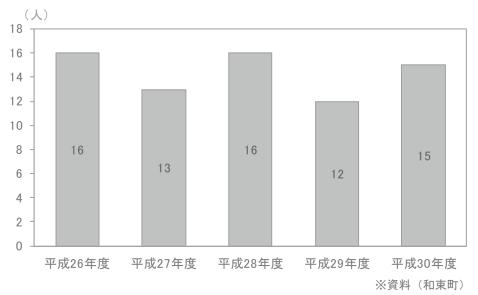
#### ②年龄4区分別 18 歳未満人口

和東町の 18 歳未満人口は減少傾向で推移しており、平成 31 年では 381 人となっています。



#### ③年間出生数

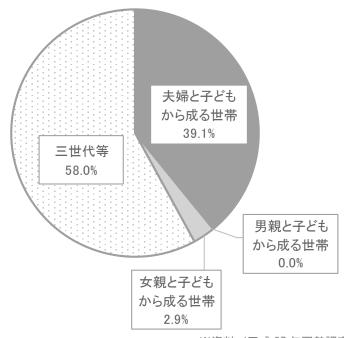
和束町の年間出生数は、増減を繰り返して、平均14人程度で推移しています。



#### ④6歳未満の子どもがいる世帯

和東町での世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる世帯は69世帯となっています。 また、6歳未満の子どものいる世帯のうち、42.0%が核家族となっており、三世代等世帯が58.0%となっています。

	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6 歳未満人員 (人)
一般世帯	1, 444	3, 906	97
6歳未満のいる世帯	69	360	97

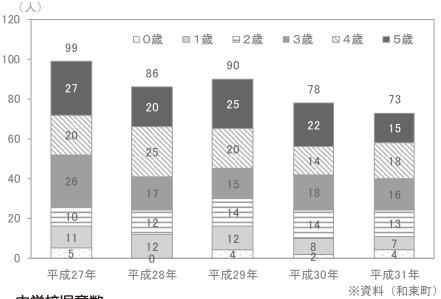


※資料(平成27年国勢調査)

#### (2)教育・保育施設の利用状況

#### ①保育園利用児童数

和束保育園利用児童数は増減を繰り返して推移していますが、平成29年以降は減少傾向 で、平成31年で73人となっています。



#### ②小学校 • 中学校児童数

60

40

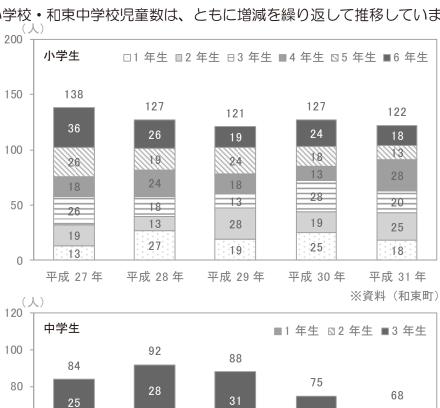
20

0

28

平成 27 年

和束小学校・和束中学校児童数は、ともに増減を繰り返して推移しています。



32

25

平成 29 年

31

平成 28 年

32

25

平成 30 年

18

平成 31 年 ※資料(和東町)

### (3) 子育て支援の状況

#### ①子育て支援センターの活動状況

子育て支援センターでは以下の活動をしています。

• 園庭開放(対象:未就園児、毎週1回午前10時~午前11時30分)

• すくすく広場(対象:未就園児とその親、毎週 1 回午前 10 時~午前 11 時 30 分)

・一時保育(対象:満1歳~就学前、午前8時30分~午後4時30分(延長あり))

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
園庭開放	年間実施回数(回)	51	50	52	49	51
国庭用瓜	延べ利用者数(人)	26	28	33	29	36
十/十/六坦	年間実施回数(回)	45	47	47	46	46
すくすく広場	延べ利用者数(人)	676	405	423	163	302
	年間実施回数(回)	122	44	56	31	48
一時保育	延べ利用者数(人)	187	49	70	41	35

※資料(和東町)

#### ②保健事業の利用状況

保健事業として実施している事業は以下の通りです。

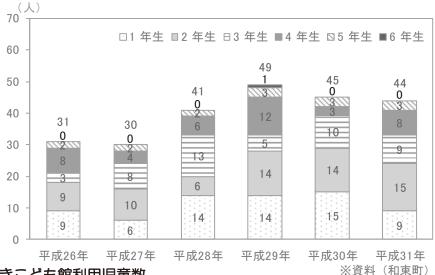
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳	年間交付数(冊)	16	16	12	12	22
父子健康手帳	年間交付数(冊)	16	16	12	12	22
妊婦健康診査費助成金	受診券発行件数(件)	16	18	12	15	23
新生児訪問	年間実人数(人)	17	11	16	9	14
利土元初问	延べ実施回数(回)	17	11	16	9	14
乳児健康相談	年間延べ利用人数(人)	84	101	94	53	67
孔光健康怕談	延べ実施回数(回)	12	12	12	12	12
幼児歯科健診	年間延べ受診児数(人)	60	42	35	38	38
<b>划汇图符性</b> 的	受診率	88.2%	84.0%	72.9%	67.9%	71.6%
乳幼児健康診査	受診児数(人)	10	12	13	12	12
(生後 3~4 ヶ月児)	受診率	66.6%	92.3%	81.2%	85.7%	92.3%
乳幼児健康診査	受診児数(人)	15	13	11	8	9
(生後 9~10ヶ月児)	受診率	100.0%	76.4%	64.7%	80.0%	64.2%
乳幼児健康診査	受診児数(人)	17	16	16	15	10
(1 歳 6 ヶ月児)	受診率	94.4%	100.0%	88.8%	88.2%	80.0%
乳幼児健康診査(3歳児)	受診児数(人)	24	18	17	14	19
	受診率	96.0%	90.0%	100.0%	93.3%	90.4%
エンジール 世担 (ツ)	年間実施回数(回)	10	10	10	10	0
エンジェル広場(※)	延べ利用者数(人)	92	63	71	40	0

※資料(和東町)

※エンジェル広場は、生まれてすぐの赤ちゃん~未就園児のお子さんを対象に、いろんな遊びを通してゆっくりとふれあってもらう広場で、実施日に自由参加可能。平成30年度から休止中。

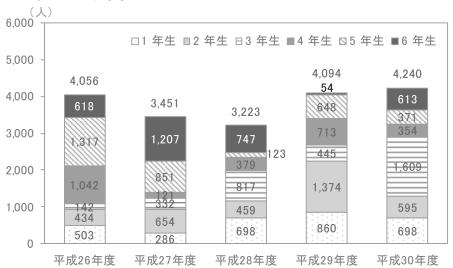
#### ③わづか児童クラブ登録者数

わづか児童クラブ登録者数は、増減を繰り返して推移しており、平成 31 年では 44 人となっています。



#### ④いきいきこども館利用児童数

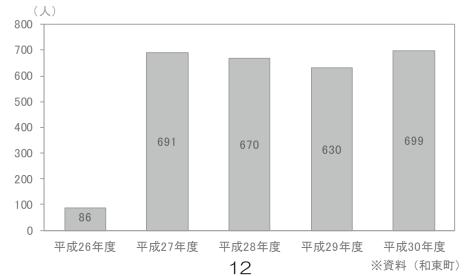
いきいきこども館利用児童数は、増減を繰り返して推移しており、平成 30 年度では 4,240 人となっています。



#### ⑤放課後子ども教室利用者数

※資料(和東町)

放課後子ども教室利用者数は、増減を繰り返して推移しており、平成 30 年度では 699 人となっています。



### ⑥各種手当・助成の実施状況

和東町で実施している各種手当・助成は以下の通りです。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
児童手当 受給者数(人)	181	186	192	190	181	170
児童扶養手当 受給者数(人)	34	32	28	28	29	24
特別児童扶養手当 受給者数(人)	3	3	3	4	5	5
乳幼児福祉医療費助成対象者数(人)(※)	264	327	325	309	361	360

※資料(和東町)

※対象年齢は平成 26 年: 0~12 歳、平成 27 年~29 年: 0~15 歳、平成 30 年: 0~18 歳となっている。

#### ⑦18歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数

和東町における 18 歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯数は、大きな変動なく推移しています。

	· / o					
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生	活保護受給者数(人)	53	52	50	51	52
	うち両親世帯(世帯)	0	0	0	0	0
	うち母子世帯(世帯)	1	3	3	2	2
	うち父子世帯(世帯)	0	0	0	0	0

※資料(和東町)

#### 图18歳未満の障害者手帳所持者数

和東町における 18 歳未満の障害者手帳所持者数は、大きな変動なく推移しています。

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
身体障害者手帳所持者数(人)	2	2	2	2	2
療育手帳所持者数(人)	6	6	5	6	7

※資料(和東町)

#### ⑨児童虐待相談件数

福祉課で実施している児童虐待相談は、件数として増加傾向で推移しています。

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童虐待	新規相談件数(件)	0	2	0	0	5
	継続相談件数(件)	4	4	6	6	6
	合計	4	6	6	6	11

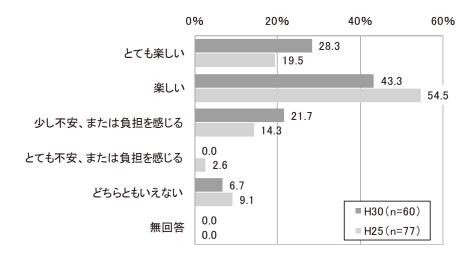
※資料(和東町)

## 2 アンケート調査結果から見た子ども・子育てを取り巻く現状

#### ①子育ての感想(就学前)

子育てを「とても楽しい」「楽しい」と感じている方は71.6%であり、多くの方が子育てを楽しいと感じていますが、「少し不安又は負担を感じる」「とても不安又は負担を感じる」と感じている方も21.7%と少なくない結果となっています。

また子どもの年齢別でみると、"3歳~5歳"の 31.0%は「少し不安又は負担を感じる」 と回答しており、子どもの年齢で感じ方が異なっていることがみられます。



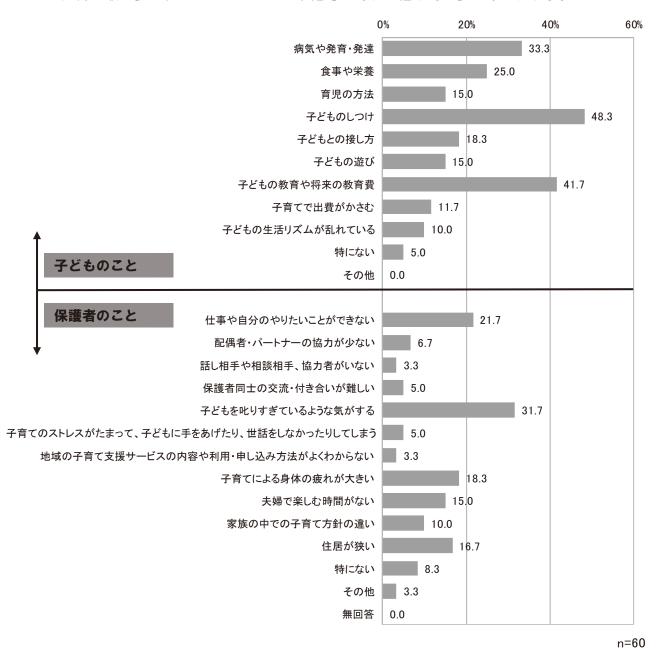
			問 9	子育ての	の感想			
		合計	とても	楽しい		とても		無回答
			楽しい		安、ま	不安、	ともい	
						または	えない	
					担を感			
					じる	感じる		
	全体	60	17	26	13	0	1	0
	土体	100.0	28.3	43. 3		0.0	6.7	0.0
	T - 15				21.1			
子	0 歳~	29	9	14	4	0	2	0
年ど		100.0	31.0	48. 3	13.8	0.0	6.9	0.0
齢も	3歳~	29	6	12	9	0	2	0
の	5 歳	100.0	20. 7	41.4	31.0	0.0	6.9	0.0



#### ②悩み・不安なこと(就学前)

子どもに関する悩み・不安なことは、「子どものしつけ」が 48.3%で最も多くなっています。

また、保護者に関する悩み・不安なことは、「子どもを叱りすぎているような気がする」が 31.7%で最も多く、子どもへのしつけや指導の方法に悩む方が多くみられます。

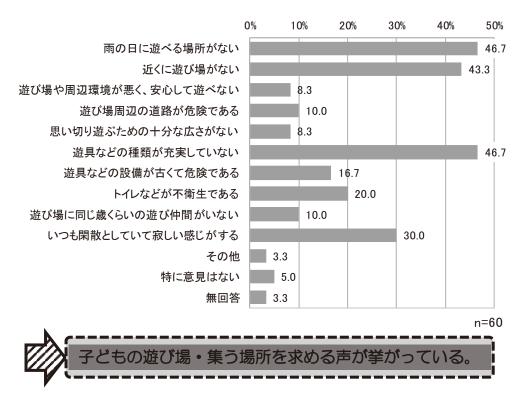




#### ③遊び場で困ること(就学前)

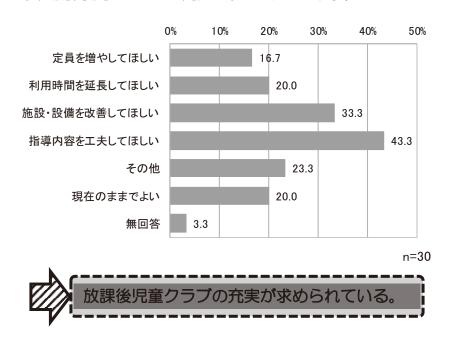
遊び場について困ることとして「雨の日に遊べる場所がない」と「遊具などの種類が充実していない」が46.7%で最も多く、次いで「近くに遊び場がない」が43.3%となっています。

自由意見においても公園を求める声や、遊具等が充実していないといった声が複数あがっており、遊び場への要望が高まっています。



#### ④放課後児童クラブへの要望(小学生)

放課後児童クラブに対する要望として「指導内容を工夫してほしい」が 43.3%で最も多く、次いで「施設・設備を改善してほしい」が 33.3%「利用時間を延長してほしい」が 20.0%となっており、放課後児童クラブの充実が求められています。



## 3 第1期計画事業の進捗評価

#### (1) 関係各課による評価

第1期計画における各施策の進捗状況について、担当課による評価を実施しました。

それぞれの施策について、計画通り(3点)、概ね計画通り(2点)、少し遅れ(1点)、実施していない(0点)の4段階で評価しています。

1つの施策について、担当課が複数となっている場合は、それぞれの課による評価を平均したものを、その施策の評価としています。

各施策についての進捗状況は以下の通りです。

①家庭の子育て支援の推進が 2.83 点、④子どもに関する専門的な支援の充実が 2.88 点と他の施策と比べ低くなっていますが、全体の平均点としては 2.90 点となっており、各施策の進捗がしっかりと図られている状況となっています。

①家庭の子育で	①家庭の子育て支援の推進				
	①子育て相談、情報提供の充実	3.00 点			
2.83 点	②母子の健康の確保	2.67点			
2.00	③食育の推進	2.63 点			
	④小児医療体制の実施	3.00点			
②親と子が共に	学び育つ環境づくり				
206 占	①学校教育の充実	2.92 点			
2.96 点	②家庭と地域の教育力向上	3.00点			
③すべての子と	さもたちが安心して育つための安全な環境づくり				
	①子どもの交通安全を確保するための活動	3.00点			
2.94 点	②子どもを事件や災害の被害から守るための活動	2.83 点			
	③各種手当・費用助成の実施	3.00点			
④子どもに関す	る専門的な支援の充実				
	①児童虐待防止対策の充実	2.50 点			
	②障がいのある子ども及び配慮を要する子どもへの支援	3.00 点			
2.88 点	③ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)の自立支援の充実	3.00点			
	④仕事と家庭の両立支援	3.00 点			

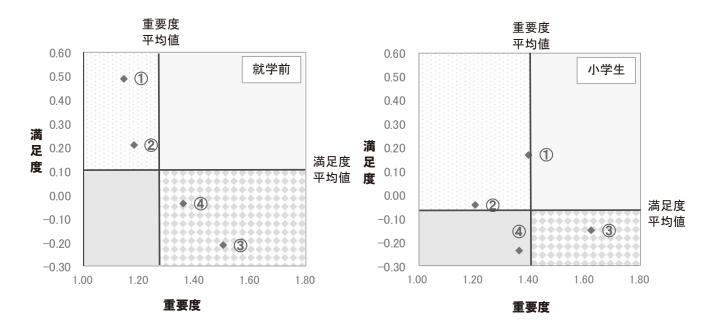
全体平均点 2.90 点

#### (2) 住民による評価

アンケート調査において、町で実施されている子育でに関する各施策について、第1期計画期間中の満足度と重要度に関して、就学前児童保護者と小学生保護者から、評価をしていただきました。

重要度が高いが、満足度の低い施策( ここ ) として、就学前児童保護者と小学生児童の保護者両方から、③すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくりが挙げられています。

また、就学前児童保護者に関しては、④子どもに関する専門的な支援の充実についても、 重要度が高いが、満足度の低い施策となっています。



1	家庭の子育て支援の推進
2	親と子が共に学び育つ環境づくり
3	すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり
4	子どもに関する専門的な支援の充実

## 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 子ども・子育て支援の基本理念



「あたたかいふれあいの中で、

## 子ども一人ひとりが元気にたくましく育つまち」



### 2 事業体系

- 1 子ども・子育て支援の推進
  - ①子育て相談、情報提供の充実
  - ②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施
  - ③食育の推進
  - 4)小児医療体制の実施
- 2 親と子が共に学び育つ環境づくり
  - ①教育・体験による総合的な学びの推進
  - ②家庭と地域の教育力向上
- 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり
  - ①子どもの交通安全を確保するための活動
  - ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動
  - ③子どもたちの健全な遊び・学びを支援する環境づくり
- 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実
  - ①児童虐待防止対策の充実
  - ②障がいのある児童や外国につながる児童等、配慮を要する子どもへの支援の実施
  - ③ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)等への支援の実施

## 3 事業内容

#### 1 子ども・子育て支援の推進

#### 現状と今後の方向性

これまで、和東町では子ども・子育て世帯への支援として、相談支援・情報提供、医療の 充実・定期的な健診の実施、居場所の整備・交流の促進、日頃の見守り、食育の推進等、様々 な、そして幅広い支援を実施してきました。

今後も引き続き、支援の実施・充実に努め、和東町における子育てを支援していきます。 また、妊娠・出産・子育ては連続性を持つため、切れ目のない支援を行うことは重要です。

そこで、和東町では、様々に実施されている子どもと子育て世帯に対する支援を、切れ目なく子どもと子育て世帯に届けられるよう、子育て世代包括支援センターを開設し、今後もより一層、子どもと子育て世帯に対する支援の充実に取り組んでいきます。

#### ①子育て相談、情報提供の充実

方針	事業	内容
	地域子育て支援セン	●子育てに関する相談などの支援を行う子育てサポ
継続	ターの充実	ートセンター事業の充実に努め、受講者の確保を図
	<b>ラー</b> の元 <del>文</del>	ります。
	高齢者との世代間交	●各地区で開かれている高齢者ふれあいサロン、グラ
継続	高調すこのとでは、	ンドゴルフ大会などを活用し、子どもと高齢者の交
	加り推進	流機会を支援します。
継続	子育てホットダイヤ	●子育て支援センター職員が、随時電話相談にも応じ
THE TOU	ル	ています。
	子育て講演会	●子育ての中で大事にしたいことを学べる場の提供
継続		を行うと共に多くの保護者が参加するよう、ニーズ
小区がら		に応じた講演内容や啓発の工夫をしながら、実施し
		ます。
		●町役場、保育園、小・中学校をはじめ、保護者と接
継続	情報提供の充実	する機会の多い各機関において、ホームページ等を
		活用した情報提供や相談窓口の周知を図ります。
		●親子ふれあい事業、親子交流会、父親のための子育
継続	育児講座	て講座をはじめ、父親の育児参加、家庭教育参加を
		促す取組を進めます。

②妊娠・出産・育児への切れ目ない支援の実施

方針	事業	内容
		●子育て世代包括支援センターを整備し、妊娠期から
重点	子育て世代包括支援	子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図り、
里川	センターの整備	妊娠・出産・育児に関する相談ができる環境づくり
		に努めます。
継続	不妊治療費助成事業	●不妊治療の費用を助成します。
継続	特定不妊治療費助成事業【京都府*】	●特定不妊治療の費用を助成します。
		●母子の一貫した健康管理のため、妊娠から出産、育
継続	母子健康手帳の交付	児の記録となる手帳を、妊娠届の提出に基づいて、
		保健師が交付します。
継続	父親への出産準備に	●父子手帳を交付し、妊娠時期や出産への父親の参加
小区がじ	関する指導の実施	を促す出産準備の教育・指導に努めます。
継続	妊婦健診事業	●妊婦健診にかかる費用を 14 回公費負担します。
	赤ちゃん訪問(こん にちは赤ちゃん事 業)	●すべての新生児について、保健師が訪問し、成長発
継続		達の確認や生活環境の把握、子育てに関する情報提
小区がじ		供等を実施します。
		●支援の必要な場合は関係機関との調整を行います。
		●乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、乳児健
		診(3・9 カ月)、幼児健診(1 歳 6 カ月・2・3 歳)
		を実施します。
		<ul><li>●発達の遅れや発達障がいの発見に努め、早期療育・</li></ul>
		治療等に繋げるため、年中児サポート事業を実施し
継続	   乳幼児健康診査	ます。
小区がじ	1900世界20日	●保健指導と栄養士による個別指導を実施します。
		●健診が疾病や発達の遅れ等の早期発見にとどまら
		ず、親自身にとって子どもの成長や発達について理
		解する学習の場となるよう内容の充実を図ります。
		●未受診者に対しての、個別訪問や電話での指導を充
		実させます。
		●乳幼児の健全な発育、発達を促進するため、保健指
継続	乳幼児健康相談	導を実施します。
		●発達の様子、栄養、育児等の相談を実施します。
		●各種予防接種について、年間スケジュールを配布
	   感染症予防と予防接	し、対象者に個別通知するなど、接種を促します。
継続	種	●感染症の蔓延防止と感染予防に努めます。
	1#	●インフルエンザ予防のため、町独自の乳幼児インフ
		ルエンザ予防接種費用の一部助成を継続します。

※【京都府】の表記があるものは、京都府が主体で実施している事業や支援

方針	事業	内容
		●う歯(むし歯)予防と歯の健康意識を高めるため、
		歯科検診の受診を促すとともに、保護者への指導を
		図ります。
   	   歯科検診、指導	●2 歳児、2 歳 6 ヶ月児、3 歳児を対象に強化フッ
が極かり	因符份的、拍导	素塗布を進めます。
		●保育園において、番茶のうがいなどを取り入れた口
		腔衛生指導を進めます。
		●小学校において、歯みがき指導を進めます。
		●育児負担の軽減や乳幼児突然死症候群(SIDS)
   	ベビービデオモニタ	を防止するため、満 1 歳までの乳児を見守るビデ
小区がら	ー貸与事業	オモニターを貸与します。
		●出生届けの際に本事業の情報提供を行います。
		●O 歳から中学校卒業までの児童を養育している人
継続	児童手当支給事業	に対し児童手当を支給し、子育てを支援します。(所
		得制限あり)
新規	幼児教育・保育の無	●3~5 歳児と、住民税非課税世帯の0~2 歳児の、
<i>ሕ</i> / በ / አሚ	償化	保育園等の利用料の無償化(上限あり)を行います。
継続	多子世帯経済支援事	●第三子以降の保育料を減免し、経済的負担の軽減を
かほかび	業	図ります。

## ③食育の推進

方針	事業	内容
	乳幼児期から思春期	●乳児相談、子育てクッキングの際に、栄養士からの
継続	まで発達に応じた食	離乳食指導や情報提供、助言等を実施し、離乳食の
	に関する情報提供	意味等の理解を促進します。
継続	食育教室の開催	●乳幼児親子を対象とした子育てクッキング教室を
が極かり	及月教主の用作	開催します。
重点	地産地消と郷土の食	●お茶をはじめ、郷土の食や地産地消の大切さについ
- 三二	に関する学習機会	て学ぶ教育を推進します。
		●食事の栄養面や朝ごはんの習慣、食事の量、おやつ
継続	健康面からの食育の	の量や頻度、噛むことの大切さなど、児童生徒の成
が <b>と</b> おりじ	推進	長に大切な健康面における正しい食生活の習慣を、
		保護者とも連携しながら指導します。

方針	事業	内容
継続	保育園と学校における食育の推進	<ul> <li>「リズムを持って食べる」「感謝し、味わって食べる」など楽しく食べることについての教育を推進します。</li> <li>●保育園の菜園での農作物の栽培、収穫を通じて食文化と食の体験を推進します。</li> <li>●児童生徒の発達段階に応じて、食育を進め、給食が食育の「教材」となるよう、取り組みます。</li> <li>●保護者に対して、食育の意義を伝え、日頃から、食を通じた子どもとのコミュニケーション、子どもの成長・健康面での配慮、家庭の味を子どもに伝えることを促します。</li> </ul>
継続	性、酒害、たばこ等に 関する教育(思春期 保健) 小児期からの生活習	●「学校保健計画」の中に位置づけ、全学年で実施する「命の教育」や保健の授業を通じて、正しい知識の普及と行動の指導を実施します。 ●各学年の指導内容に基づき、計画的に指導します。
継続	小児期からの生活省	更に「ほけんだより」などを通して、家庭の協力も 呼びかけます。
継続	薬物乱用防止対策の 推進	●警察と連携を図り、専門の講師を招聘し「薬物乱用 防止教室」を実施します。

## ④小児医療体制の実施

方針	事業	内容
	かかりつけ医の利用促進	●新生児訪問時に近郊の小児科一覧を配布した上で、
		小児科のかかりつけ医を持つよう保護者に指導し
継続		ます。
		●かかりつけ医や小児救急についての広報を充実さ
		せます。
	小児医療の充実・確	●医療圏の病院を含めた 3 病院輪番方式を維持し、
継続		平日夜間・土日祝日の小児救急医療体制の確保に努
	保	めます。
継続	福祉医療(子育て支	●子どもの疾病の早期発見・治療に資するよう、また
	援医療費)助成制度	子育て家庭の負担軽減のため、0 歳から 18 歳ま
	の充実	での医療費助成を今後も継続させます。

#### 2 親と子が共に学び育つ環境づくり

#### 現状と今後の方向性

子どもの頃の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となるため大変重要です。

和東町ではこれまで、保育園における英語教育の実施、小・中学校における体験学習の実施や外部講師・ALT等による授業の実施等、幅広い教育の実施に取り組んできました。また、中学校ではIT授業を取り入れるなど、教育の充実を推進しています。

さらに、保育園と小学校の連携により、小学校へ上がる際への支援もおこなっており、保 育園、小・中学校と連続性のある、しっかりとした教育の実施に取り組んでいます、

また、家庭と地域における教育力の向上にも取り組み、まち全体での子どもへの教育の推進に努めてきました。

今後も、子どもたちが心身ともに豊かに育ち、社会の中で主体的に生き抜くための力を身につけられるよう、総合的な学びを推進していきます。

#### ①教育・体験による総合的な学びの推進

方針	事業	内容
継続	子ども一人ひとりに 応じたきめ細かな指 導の充実	●小小連携を図り、学習指導の充実を図ります。 ●   T授業や習熟の程度に応じた学習指導を実施します。
継続	語学教育等の推進	<ul><li>●保育園における英語教育を実施します。</li><li>●小・中学校におけるALTによる指導の充実を図ります。</li><li>●教師の英語力向上を図る研修を実施します。</li></ul>
継続	教職員の資質の向上	<ul><li>●年度毎の研究テーマを定めた年間研修プログラムに基づき、計画的に研修・会議を実施します。</li><li>●教育委員会主催の教職員研修会、研究指定校による教職員スキルアップを支援します。</li></ul>
継続	保育園、小学校、中学 校の連携推進	<ul> <li>●もうすぐ 1 年生事業、親のための応援塾を中心に保小連携の充実を図ります。</li> <li>●授業公開、研究発表会、つながりと学習を目的にした各学年の教科・行事の交流など、小小連携の充実を図ります。</li> <li>●ふるさと教育、和人研を中心に小中連携の充実を図ります。</li> </ul>
継続	外部の人材の協力に よる学校の活性化	●児童生徒にとって学びが豊かになるよう、教科や部 活動などでの外部人材との連携の充実を図ります。
継続	高齢者の知恵や力を 子どもたちに生かす 活動	●高齢者と一緒に伝統文化、芸術や創作活動などの充 実を図ります。
継続	多様な体験活動の推進	●小・中学校、保育園との体験学習(各教科授業体験・ 生活科のごっこ活動)、中学校の職場体験学習の充 実を図ります。

方針	事業	内容
継続	ふるさと教育の推進	<ul><li>●「お茶と和東町」をキーワードに地域産業への理解を深める学習を推進します。</li><li>●身近にある地域の文化や文化財を教材として活用し、伝統文化を学ぶ機会の充実を図ります。</li></ul>
継続	地域の環境を生かし た教育の推進(植物 観察・親子絵画教室)	<ul><li>●四季の植物や地域の自然への関心を醸成する教育を進めます。</li><li>●外部講師を招き、環境の出前授業を実施します。</li></ul>
継続	安全管理に関する取組	<ul> <li>●PTA、地域、関係機関と協力し、通学路点検や見守りなど、児童生徒の安全を確保する取組を継続します。</li> <li>●「こども110番の家」と連携し、子どもの見守りを実施します。</li> <li>●学校防災マニュアルなどの作成を行い、学校の安全管理の一層の充実を図ります。</li> </ul>
継続	学校施設の整備充実	●安心・安全な学校づくりのために定期的に校舎等を 点検及び改修を実施します。
継続	教育相談の実施	●スクールカウンセラー等を活用して日常的に相談 できる環境を整えます。
継続	小・中学校の就学援 助	<ul> <li>●経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助し、制度の周知に努めます。</li> <li>●小・中学校における給食費・修学旅行費を無償とし、保護者の負担を軽減するとともに、児童生徒の教育・体験への総合的な支援を実施します。</li> </ul>

## ②家庭と地域の教育力向上

へにこのは、シストンコー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
方針	事業	内容
	こどもスポーツ環境	●ニュースポーツや体験活動を実施し、子どものニー
継続		ズを踏まえたスポーツ活動を実施します。
	の整備	●あそび塾を定期的に実施します。
継続	社会教育施設、社会	●社会教育・社会体育の関係団体との連携を図り、子
不压剂定	体育施設などの活用	どもの安心・安全な活動の場を提供します。
	<b>5</b> 知識多スピナ教会の	●あそび塾による放課後の子どもの居場所づくりと
継続	放課後子ども教室の	子どもが様々な人との交流を通して豊かな体験活
	実施	動・学習活動ができるよう事業の充実を図ります。
タル 冬幸	不登校児童対策の実	●不登校児童が発生しないように一人ひとりの状況
継続	施	の把握に常に努めます。
<b>夕</b> 世 女主	いきいきこども館事	●こども館において、小・中学生の健康増進や子ども
継続	業の推進	同士の交流を推進します。

#### 3 すべての子どもたちが安心して育つための安全な環境づくり

#### 現状と今後の方向性

近年、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事件が多発し、様々な報道がなされています。 インターネットやSNSを利用した事件も増えており、多様な被害から子どもを守るための 方策、対応はとても重要です。

また、子どもたちが健全に遊び、学ぶための環境を整えることは、子どもたちの育ちや学びに大きな影響を与えるため、環境づくりへの支援も重要となります。

今後も、子どもが安全安心に、そして健全にのびのびと育つことのできる環境づくりを進めます。

#### ①子どもの交通安全を確保するための活動

方針	事業	内容
壬上	カスウク <u>物</u> 森の中状	●小学校で交通安全教室を実施します。
重点 	交通安全教育の実施 	●保育園児を対象とした交通安全教室を実施します。
		●「相楽東部広域連合通学路安全推進会議」を中心に、
		関係機関と連携して通学路を中心とした交通安全
継続	通学路の安全確保	対策を実施します。
		●PTAの改善要望に基づき、通学路の安全確保にか
		かる施設整備を実施します。
		●春・秋の交通安全週間を中心に、交通安全関係団体
継続	チャイルドシート等	によるベビーシート・チャイルドシート・ジュニア
术压术冗	の着用啓発	シート・シートベルトの着用に関する街頭啓発キャ
		ンペーンを実施します。
4nh 4±	チャイルドシートの	●乳幼児の自動車乗車中の安全の確保を図ることを
継続	貸与の実施	目的に、チャイルドシートの貸与を実施します。

#### ②子どもを事件や災害の被害から守るための活動

方針	事業	内容
	「こども 110 番の	●緊急時の避難場所となる「こども 110 番の家」と
継続	すここも 110 番の	の協力体制の充実を図ります。
		●安全マップを作成し、周知に努めます。
継続	防犯情報の配信	●広報誌等による防犯知識等の情報提供を行います。
<b>术压术</b> 冗		●不審者情報を町が各公共施設に配信します。
継続		●子ども見守り隊ボランティア活動を推進します。
	防犯パトロール等の	●住民、警察、防犯推進員、青少年育成委員会、保護
	実施	司会との連携強化を図りながら、安全パトロールや
		街頭啓発等を実施します。

方針	事業	内容
	携帯電話等による有害情報対策	●外部講師による、携帯電話やインターネットを通じ
		た有害情報対策に関する研修を実施します。
		●家庭において子どもに持たせることについての判
継続		断や「使うときのルール」を決めるよう促します。
		●児童生徒の携帯電話への過度の依存や、携帯電話を
		用いたネット上のいじめなどの防止・問題解決に取
		り組みます。
継続	学校の防災教育の推	●学校防災計画に基づき、定期的に学校防災に関する
不压力力	進	訓練及び取組を実施します。
	被害にあった場合の	●関係機関と密接に連携を図り、解決や改善に向けて
継続		全力を尽くし、一人ひとりの子どもたちの命と心を
	ケアの推進 	守る取組を行います。

## ③子どもたちの健全な遊び・学びを支援する環境づくり

方針	事業	内容
	子どもたちの健全な	●和束保育園内で開設している「わづかおもちゃ図書
継続	遊び・学びへの支援	館」をはじめとする、子どもたちの健全な遊び・学
	の実施	びを支援する事業を実施します。
	遊びの場・集いの場	●公園等の、子どもたちが集い、遊べる場に関する整
継続	の整備の必要性につ	備の必要性について検討します。
	いての検討	●危険遊具の点検・メンテナンスを実施します。
	小・中学校スクール カウンセラー活用事 業の充実	●いじめや不登校・ひきこもりなどで悩んでいる児
総統		童・生徒に対して常に相談ができる環境を整えるた
水区形以		め、スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒の
		心のケアを行います。
		●いじめの根絶を目指し、学校教育を通じて生命を尊
		ぶ心の醸成、情報モラル教育の充実、いじめや家庭
		環境に関する定期的な把握などに取り組みます。
AKKA売	いじめ防止対策の充	●いじめ防止等対策委員会を中心として、未然防止、
小区心に	実	早期発見、早期対応に努めるとともに、教職員の人
		権意識の高揚を図ります。
		●スクールカウンセラーを活用し、児童生徒の心のケ
		アを実施します。

#### 4 多様な子育て家庭を支援する専門的な取り組みの充実

#### 現状と今後の方向性

近年、子育て世帯を取り巻く環境は多様化しており、またそれぞれの家庭環境も様々です。 そういった多様な家庭に対する、障がい等のある子どもや外国につながる子ども等、配慮 が必要な子どもに対する支援や、ひとり親家庭への支援は、これまでに引き続き実施してい きます。

また、近年問題視されている児童虐待については、相談窓口の充実や訪問活動等の実施によって未然に防ぐことを第一として、早期発見・早期対応を行うのはもちろん、実際に起こってしまった際の早急な対応やアフターケア等、関連機関と連携した取り組みを行っていきます。

### ①児童虐待防止対策の充実

方針	事業	内容
継続	児童虐待等に関する	●子育て支援センター等様々な場所で、保護者が気軽
不压力化	相談支援の充実	に相談できる環境づくりを進めます。
		●新生児訪問や乳幼児健診等で、養育支援が必要であ
継続	養育支援訪問事業	ると判断した家庭に対し、保健師の訪問等により支
		援を行います。
		●「チルドレンズファースト」「児童虐待防止」の普
	児童虐待防止対策の 推進	及啓発のため、子育て家庭だけでなく、町全体に向
		けた啓発、学習機会の提供、関係者への情報提供を
継続		行います。
	推進	●児童虐待の発生予防と早期発見等に向けて、医療機
		関、児童委員、子どもに関わる団体などに積極的に
		働きかけていきます。
		●児童虐待の発生予防から早期発見・対応、アフター
ないとしま	要保護児童対策地域	ケアに至るまで総合支援を講じるため、医療機関、
継続	協議会の充実	児童相談所、警察、保育園、小•中学校、教育委員
		会、町の連携体制を継続します。

## ②障がいのある児童や外国につながる児童等、配慮を要する子どもへの支援の実施

方針	事業	内容
継続	配慮が必要な子どもへの支援の実施	<ul><li>●保育園・小学校・教育委員会や保健師等が連携し、配慮が必要な児童に対する支援を実施します。</li><li>●講演会やペアレントトレーニングを実施し、子どもの発達に関する正しい知識の普及を図ります。</li><li>●職員加配による対応、相談対応の実施等、総合的支援体制の構築に努めます。</li></ul>
継続	学校における配慮が 必要な子どもへの支 援の実施	<ul> <li>●特別支援学級の充実、特別支援教育支援員の配置、相楽通級指導教室の積極的活用など、特別支援教育の一層の推進に努めます。</li> <li>●校内委員会や特別支援教育コーディネーター等の校内組織を充実し、特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援を行います。</li> <li>●様々な児童生徒の多様な教育的ニーズに対応するべく、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業を展開します。</li> </ul>
継続	障がいのある子ども に対する支援の実施 (障がい児福祉計画 との連携)	<ul> <li>●乳幼児健診や年中児サポート事業時に、発達の遅れなどが疑われる子どもについて、専門機関等の紹介等、連携を図ります。</li> <li>●相談支援事業所と連携し、児童の成長や保護者ニーズに応じ、自立支援給付(児童デイサービス、短期入所サービスなど)が適切に提供されるよう、広域でサービス基盤の確保を図ります。</li> </ul>
継続	福祉医療費(重度心 身障害児(者))助成 事業	●障がい児(者)の疾病の治療及び負担の軽減を図ります。

## ③ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)等への支援の実施

方針	事業	内容
		●ひとり親福祉担当職員と京都府ひとり親福祉推進
継続	ひとり親家庭に対す	員による相談の随時受け付けや、民生委員との連携
<b>水压水</b> 沉	る相談支援の充実	によって個々の状況を把握し、必要な支援につなげ
		ます。
継続	情報提供の実施	●家庭訪問等を通じて支援制度や手当などの情報提
		供を図ります。
継続	ひとり親福祉推進員	●早い段階から家庭の相談・訪問を行い、生活一般、
		資格取得、就業、離婚問題などの相談を受け、自立
	の活動 	に必要な情報提供と支援を行います。

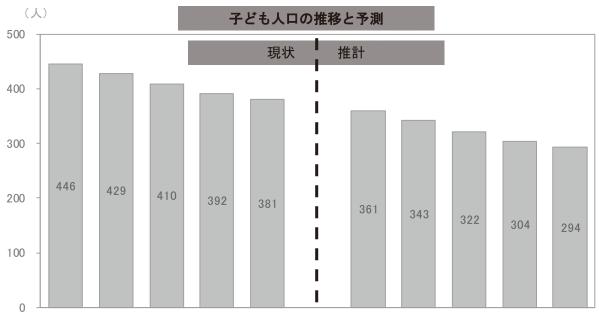
方針	事業	内容
		●雇用保険による支援を受けられない人で、母子家庭
	母子•父子家庭自立	の母又は父子家庭の父が職業能力の開発のための
継続	支援教育訓練給付金	講座(国が教育訓練給付の対象と認める講座に限
	【京都府】	る) を受講する場合、受講料の補助を行い、就業
		を支援します。
		●母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師、介護福祉
		士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美
	母子•父子家庭高等	容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚
継続	職業訓練促進給付金	士の資格を取得するために養成機関で受講する場
	の支給【京都府】	合、その期間中の生活の不安を解消し、安定した修
		業環境を提供するため、母子・父子家庭高等職業訓
		練促進給付金を支給します。
		●父母の婚姻の解消などにより父または母と生計を
		同じくしていないか、または父(母)が身体等に重
<b>4₩4</b> ±	児童扶養手当の給付	度の障がいのある児童の母や母に代わってその児
継続	【京都府】	童(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日ま
		での間にある者)を養育している人に対し児童扶養
		手当を支給し子育てを支援します。(所得制限あり)
≪山 ≪ <del>士</del>	母子父子福祉資金の	●母子父子福祉資金の相談及び受付を行い生活安定
継続	貸付	の支援をします。
継続		●18 歳に到達した年度末日までの子どもとひとり
	短地医療書 (7) とり	親又は養育者が、健康保険証を使って病院等で受診
	福祉医療費(ひとり	した場合の自己負担分(一部自己負担金あり)を公
	親家庭)助成事業	費で助成することにより、ひとり親家庭の生活の安
		定と児童の健全な育成を図ります。

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画

## 1 将来の子ども人口

住民基本台帳による和東町の0~17歳の児童数は、減少傾向で推移し、コーホート変化率法\*を用いた推計人口においては、平成31年の381人から令和6年には294人まで減少するものと想定されます。

※コーホート変化率法とは、あるコーホート(同じ年齢の集団)における、人口の 変化率を基にして、将来人口を算出する方法のこと。



平成27年平成28年平成29年平成30年平成31年

令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和6年

年 齢	現状					推計				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	17	12	15	11	15	12	12	11	10	9
1歳	15	18	15	13	11	16	13	13	12	10
2歳	18	15	18	16	15	11	17	13	13	12
3歳	26	18	15	18	17	15	11	17	13	13
4歳	20	25	20	14	18	17	15	11	17	13
5歳	28	20	25	22	15	19	18	16	12	18
6歳	14	27	21	24	18	14	18	17	15	11
7歳	19	13	27	19	25	17	13	17	16	15
8歳	26	18	13	28	20	25	17	13	17	16
9歳	19	26	18	14	28	21	26	17	13	18
10歳	28	20	25	18	14	28	21	26	17	13
11歳	35	29	20	25	18	14	28	21	26	17
12歳	32	34	29	20	26	18	14	28	21	26
13歳	34	32	34	29	20	26	18	14	28	21
14歳	26	35	32	33	28	20	26	18	14	28
15歳	26	28	33	32	32	28	20	26	18	14
16歳	35	25	25	31	30	30	26	18	24	16
17歳	28	34	25	25	31	30	30	26	18	24
未就学児	124	108	108	94	91	90	86	81	77	75
小学生	141	133	124	128	123	119	123	111	104	90
中学生	92	101	95	82	74	64	58	60	63	75
高校生	89	87	83	88	93	88	76	70	60	54
子ども人口	446	429	410	392	381	361	343	322	304	294

※平成31年以前は住民基本台帳

### 2 量の見込みと確保方策

#### (1) 教育・保育提供区域の設定

#### ①「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

#### ②和束町における教育・保育提供区域

和東町では、子ども同士や保護者同士の交流機会を重要と考えています。また、仮に区域を分けた場合の新しい施設設置と人員確保は困難であることもふまえ、現行体制での事業実施が最適と考え、和東町においては、教育・保育提供区域を町全域の1区域として設定します。

#### (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育の量の見込みと、量の見込みに対する教育・保育施設及び地域型保育 事業による提供体制、実施時期については以下の通りです。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3~5歳)	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
2号認定 (3~5歳)	需要率	100%	100%	100%	100%	100%
	量の見込み	51	44	44	42	44
	確保方策	51	44	44	42	44
0.0=200	需要率	74.1%	76.7%	76.9%	80.0%	81.8%
3号認定 (1~2歳)	量の見込み	20	23	20	20	18
(1.62版)	確保方策	20	23	20	20	18
0.0=200	需要率	25.0%	25.0%	27.3%	30.0%	33.3%
3号認定 (O歳)	量の見込み	3	3	3	3	3
( ) 成/	確保方策	3	3	3	3	3

#### 提供体制、確保方策の考え方

現在の実績をふまえ、2号認定については、3~5歳児全数での見込みとします。 また、アンケート等において、保育ニーズの低年齢化がみられますので、3号認定につい ては、現在の需要率から今後増加することを見込んで、量の見込みを行いました。 今後も引き続き、利用者のニーズを反映できるよう体制の整備を進めます。

## (3) 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報 提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(か所)		2	2	2	2	2
確保方策	基本型・特定型 (か所)	1	1	1	1	1
方策	母子保健型 (か所)	1	1	1	1	1

## 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、地域子育て支援センターと福祉課の2ヶ所で実施しています。

今後も引き続き、情報提供や相談等の事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

## ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回/月)	27	29	26	24	22
確保方策(人回/月)	27	29	26	24	22
提供実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1

## 提供体制、確保方策の考え方

和東町においては、地域子育て支援センターの園庭開放、すくすく広場に該当する事業です。概ね月に4回開催しています。

今後も引き続き、情報提供や相談等の事業内容の充実を図りながら、現行体制で実施します。

## ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。健診費用については助成を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
O歳推計人口(人/年)		12	12	11	10	9
	実人数 (人/年)	12	12	11	10	0
量の見込み	健診回数 (回/年)	142	142	130	118	106

※検査項目は、妊婦健診で標準とされている項目を医師会との契約の中で定めて実施。

### 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、京都府医師会等に委託契約等で実施しています。妊娠届けを出した妊婦さん に受診券を14回分発行し、妊婦さんの希望する医療機関での受診が可能です。

今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施し、妊娠初期から出産までの期間におけるサポート体制に努めます。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。実施機関としては町となります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人/年)	12	12	11	10	0

#### 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、保健師が訪問を行って事業を実施しており、O歳児のいる家庭すべてを訪問しています。

今後も引き続き、現行体制で実施し、訪問した際に把握した相談内容や悩みに応じて、支援や適切なサービスへの繋ぎを行うなど、子育て家庭への早期からの支援に努めます。

## ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行 うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 訪問世帯数 (世帯/年)	3	3	3	2	2
量の見込み 延べ訪問数 (件/年)	10	9	9	8	80

## 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、配慮や経過の見守りが必要な児童や家庭に対し、保健師の訪問指導などを実施しています。

現在の実績に応じて需要量を見込んでいますが、事業の利用希望があった際は、それに応じて対応できるようにしつつ、現行体制で実施します。

上記の乳児家庭全戸訪問事業とともに、児童虐待への対応や未然防止も含めた事業としても取り組みます。

## ●子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

和束町においても関係機関の連携強化を図り、事業実施に努めます。

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

和東町では、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業を、京都大和の家において実施しています。

これまでの利用実績がないので、量の見込みとしてはO人日/年としますが、利用希望があれば柔軟に対応できるよう、現行体制での実施を継続します。

### ⑦一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に おいて、保育園等その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回/年)	34	33	31	30	30
確保方策(人回/年)	34	33	31	30	30

### 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、地域子育て支援センターにおける一時保育に該当する事業です。

今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施します。

利用者の状況に応じて、需要量が大きく変動する可能性もあるので、その際も可能な限り柔軟に対応します。

### 8延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども、保育、保育、保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回/年)	8	80	8	80	9
確保方策(人回/年)	8	8	8	8	9

## 提供体制、確保方策の考え方

和東町では、和東保育園で保育時間(7:30~19:00)の前後に実施しています。 今後も引き続き、事業の充実を図りながら現行体制で実施します。

利用者の状況に応じて、需要量が大きく変動する可能性もあるので、その際も可能な限り柔軟に対応します。

## ⑨病児保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施する事業です。

町内での実施はありませんが、広域連携の枠組みを検討し、利用者の必要に応じて、柔軟な対応、事業の実施を行います。

#### ⑩子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

町内での実施はありませんが、必要に応じて組織化の是非を検討します。

## ⑪放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生(人)	9	11	11	9	7
	2年生(人)	10	7	10	9	9
	3年生(人)	10	7	5	7	7
	4年生(人)	5	7	4	3	5
	5年生(人)	4	3	3	2	2
	6年生(人)	1	1	1	1	1
	計	39	36	34	31	31
確保方策(人)		39	36	34	31	31

## 提供体制、確保方策の考え方

和東町においては、わづか児童クラブにおいて、1年生から6年生を対象に実施しています。

これまでの実績を踏まえ、ニーズとしては増加傾向となると予測し、需要量としては見込んでいますが、今後の利用者ニーズに対応した受け入れ態勢を整備しつつ、現行体制での実施を継続します。

#### ●放課後子ども総合プラン事業

すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことが出来るよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備を進めることを目的とした事業です。

	令和元年度	令和6年度
放課後児童クラブ	1か所	1か所
放課後子ども教室	1か所	1か所
うち連携している教室	1か所	Oか所
うち一体型教室※	〇か所	1か所

<sup>※</sup>一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室が、小学校内等の同一の活動場所において実施しており、放課後子ども教室のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できる体制となっているもの。

#### 提供体制、確保方策の考え方

和東町における放課後子ども教室は、1小学校区に対し1か所整備されており、また放課後児童クラブとの連携も進められています。

しかし、現在放課後子ども教室は、放課後児童クラブとは異なり、学校施設内ではなく社 会教育施設等で実施されているため、国の指針である一体型としての事業の実施については、 今後状況に応じて可能な範囲での整備に努めます。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

和東町においても適正な給付に努める予定です。

## ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

和東町では、現行の保育園体制でニーズに応えることが可能と考えていますが、将来的に 民間事業者の参入促進が必要となった場合に備えて、周辺自治体と連携・情報交換を行って いきます。

## (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

### ①幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方

本町では認定こども園を設置する予定はありませんが、現行の保育園1か所体制を継続し、 幼児教育機能をできる限り兼ね備えた保育園運営を行っていきます。

## ②質の高い幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培 うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促 進するとともに、質の高い教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供する よう、関係機関と連携して取り組みます。

## ③幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

乳幼児期から義務教育(O歳~15歳)を見通した保育・教育の充実をめざし、和束保育園・和東小学校・和東中学校での連携を強化し、町全体で子ども達を見守り、育てる取り組みを進めます。

## (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性等を考慮し、施設 等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

## 参考:第1期時の量の見込みと確保方策

1		年度					
		H27	H28	H29	H30	R1	
利用者支援事業	提供か所(か所)	2	2	2	2	2	
		H27	H28	H29	H30	R1	
地域子育て支援	見込み量(人回/月)	85	79	73	87	77	
拠点事業	実績値(人回/月)	34	35	14	25	_	
	提供か所(か所)	1	1	1	1	1	
		H27	H28	H29	H30	R1	
	見込み量(人/月)	17	16	15	15	13	
妊婦健診事業	見込み量(人回/月)	204	192	180	180	156	
	実績値(人/月)	26	16	20	30	_	
	実績値(人回/月)	168	128	159	195	_	
		H27	H28	H29	H30	R1	
乳児家庭全戸 訪問事業	見込み量(人/年)	17	16	15	15	13	
の心事未	実績値(人/年)	11	16	9	14	_	
******************************		H27	H28	H29	H30	R1	
養育支援訪問 事業	見込み量(世帯/年)	_		_	_	_	
<b>学术</b>	実績値(世帯/年)	_			_	3	
:	子育て短期支援事業につ	いては、見込み量・実績値ともになし					
		H27	H28	H29	H30	R1	
一時預かり事業	見込み量(人日/年)	61	61	56	56	50	
	実績値(人日/年)	_	_	_	_	_	
		H27	H28	H29	H30	R1	
延長保育事業	見込み量(人日/月)	_	_	_	_	_	
	実績値(人日/月)	_	_	_	6	8	
		H27	H28	H29	H30	R1	
病児保育事業	見込み量(人日/年)	20	18	18	17	17	
	実績値(人日/年)	49	70	41	35	_	
ファミリ・	ー・サポート・センター	事業につい	ては、見込	み量・実績	値ともになし	,	
		H27	H28	H29	H30	R1	
th=B&ID=BA	低学年見込み量(人)	25	25	24	29	27	
放課後児童健全 育成事業	高学年見込み量(人)	5	4	4	3	3	
13/25×	低学年実績値(人)	22	32	31	39	30	
	高学年実績値(人)	4	6	15	3	10	

## 第5章 計画の推進体制

## 1 計画の推進

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものであり、 計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携 しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、育んでいくため、それぞれの役割や責任 を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取組を次のように進めていきます。

## 【庁内体制の整備】

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療をはじめとする関係各課 や教育委員会、関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

## 【住民との協働の推進】

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

#### 【国・府との連携】

住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や府に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

## 2 計画の点検・評価・改善

## 【子ども・子育て会議の運営】

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

## 【計画の公表、住民意見の反映】

町ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業について広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

様々な機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を生かした施策・事業の推進を図ります。

## 資料編

## 1 和束町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定 に基づき、和束町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 会議は、委員12人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。
- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(仟期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

## 2 和東町子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和東町子ども・子育て会議条例(平成25年条例第19号。以下「条例」という。) の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 条例第3条第2項に規定する委員は、次に掲げる代表者をもって構成する。
  - (1)条例第3条第2項第1号に定める者和東町立和東保育園保護者会の代表者 2名相楽東部広域連合立和東小学校PTAの代表者 1名
  - (2)条例第3条第2項第2号に定める者相楽東部広域連合教育委員会の代表者 1名相楽東部広域連合立和東小学校の代表者 1名和東町立和東保育園の代表者 1名
  - (3)条例第3条第2項第3号に定める者 京都府山城南保健所の代表者 1名 相楽医師会和東町班の代表者 1名 和東町主任児童委員 2名
  - (4) 条例第3条第2項第4号に定める者 町長が必要に応じて選任する者 2名以内

(委員資格の喪失)

- 第3条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。
  - (1)辞任
  - (2) 死亡、失踪の宣告
  - (3) 前条に定める者に該当しなくなったとき

(会議の招集)

第4条 会議の招集について、会長が不在のときは、条例第6条第1項に規定にかかわらず町長が招集 するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

## 3 和束町子ども・子育て会議委員

		氏名	役職名		備考
1		荒木 章夫	和束保育園保護者会	H30 年度副会長	
2		石本 亜弥	和束保育園保護者会	H30 年度会計	
3		前田優子	和束小学校 PTA	副会長	
4	0	竹谷正則	相楽東部広域連合教育委員会	学校教育課長	
5		鈴江 伸治	相楽東部広域連合立和東小学校	校長	平成30年11月1日~ 平成31年3月31日
6		竹花 真治	相楽東部広域連合立和東小学校	校長	平成31年4月1日~ 令和2年10月31日
7		八木 雅子	和束町立和束保育園	園 長	平成30年11月1日~ 平成31年3月31日
8		富岡 初代	和束町立和束保育園	園 長	平成31年4月1日~ 令和2年10月31日
9		山内俊和	京都府山城南保健所	福祉室長	平成30年11月1日~ 平成31年3月31日
10		前田 潤	京都府山城南保健所	福祉室長	平成31年4月1日~ 令和2年10月31日
11	0	柳澤 衛	相楽医師会和東町班	班長	
12		中川 桂子	和束町主任児童委員	主任児童委員	
13		前田 和恵	和束町主任児童委員	主任児童委員	

◎会長 ○副会長

## 4 策定の経緯

年月日	開催会議等	内容
平成 30 年 12 月 11 日	平成 30 年度和東町子ども・子育て会議(1回目)	<ul><li>【議題】</li><li>計画の概要とスケジュールについて</li><li>アンケート調査の内容について</li></ul>
平成 31 年 1月7日	就学前児童保護者・小学生 保護者アンケートの実施	●就学前児童保護者アンケート 調査対象:町内の就学前児童の保護者全数 回収状況:配布数86票 回収数60票 回収率69.8%
~1月21日	保護白アングートの美胞	<ul><li>●小学生保護者アンケート</li><li>調査対象:町内の小学生の保護者全数</li><li>回収状況:配布数 129 票</li><li>回収数 99 票</li><li>回収率 76.7%</li></ul>
平成31年3月27日	平成 30 年度和東町子ども・子育て会議(2回目)	<ul><li>【議題】</li><li>・アンケート調査結果について</li></ul>
令和元年 7月11日	令和元年度和東町子ども・ 子育て会議(1回目)	【議題】 ・第2期和東町子ども・子育て支援事業計画骨子案 について
令和元年 12月17日	令和元年度和東町子ども・ 子育て会議(2回目)	【議題】 ・第2期和束町子ども・子育て支援事業計画パブリックコメント案について
令和2年 2月14日 ~2月28日	パブリックコメントの実 施	住民の皆様からの計画に対するご意見をいただくためのパブリックコメントを実施しました。
令和2年 3月(予定) 【開催中止】	令和元年度和東町子ども・ 子育て会議(3回目)	【議題(予定)】 ・パブリックコメント結果報告 ・第2期和東町子ども・子育て支援事業計画原案について ※新型コロナウィルス感染拡大予防のため、会議の開催を中止し、書面等により委員からの意見聴取を行いました。

# 第2期和東町子ども・子育て支援事業計画

編集:和東町 福祉課

和束町役場

〒619-1295 京都府相楽郡和東町大字釜塚小字生水 14-2 TEL: 0774-78-3006 FAX: 0774-78-2799

